



MR A法改正の概要と内容

1. 概要

日本政府は、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「日米協定」という。）の締結を契機としてMR A法を改正した。特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案は、国会に審議を経た後、2007年6月20日に公布された。本年末までには施行される予定である。

2. 改正の内容

①日米協定及び日米協定以後の相互承認協定への対応

2007年2月16日、日本政府はアメリカ合衆国との間で通信端末機器及び無線機器を対象に日米MR A協定に署名した。また、将来、その他の国との間でも電気通信機器分野の相互承認協定を締結する可能性がある。

このため、日米協定に対応しつつ、同時に日米協定以後に締結される相互承認協定の実施に対応するため、個別の相互承認協定の題名等を法律の規定に引用する現在の「個別法形式」の法律について、題名等を政令委任により規定するいわゆる「一般法形式」に改めた。

これにより、将来、新たな相手国と相互承認協定を締結するたびに題名等を追加することを目的とした法律改正を繰り返さないようにして、当該相手国との相互承認に係る制度のより迅速な導入を図ることを可能とした。

②登録外国適合性評価機関に係る申請者要件の見直し

現行制度では、外国の登録外国適合性評価機関が実施した通信端末機器又は無線設備の設計に係る適合性評価手続の結果を我が国が受け入れるため、MR A法において電気通信事業法（以下「事業法」という。）及び電波法の特例を設けているが、受け入れをすることとなる適合性評価手続の申込みをする者は、“外国取扱業者”と限定的に規定している。

すなわち、国内で対象機器の設計、製造、販売等を行い、かつ外国での取扱いをしない企業は、外国の登録外国適合性評価機関で適合性評価のサービスを受けることができないこととなっていた。

そこで、法律の規定を改正し、そのような日本企業も外国の登録外国適合性評価機関の適合性評価を自由に受けることを可能とした。

（改正後のMR A法第31条～34条関連）

③登録外国適合性評価機関による適合性評価手続を受ける者への義務の改正

(1) 電気通信事業法及び電波法の表示を貼付する手続

電気通信事業法及び電波法においては、適合性評価機関の認証を受けた者は、法令に基づく一定の義務（事業法第 57 条、電波法第 38 条の 25）を履行した時にのみ、表示を付することができる権利が与えられる仕組みになっている。

すなわち、適合性評価機関の認証を受けた者が電気通信事業法又は電波法に基づく日本向けの表示を貼付する場合には、取り扱っている電気通信機器について、品質確認の方法（これも登録外国適合性評価機関による認証を受けることとなっている。）に従って品質確認の検査を行う義務があり、かつ、検査を実行した後にその結果を記録して、一定期間保存する義務がある。

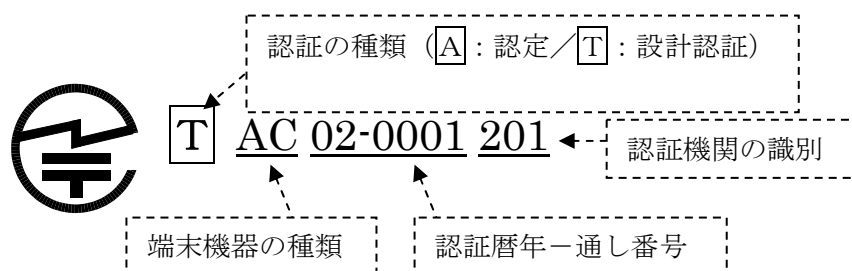
今回の法律の改正により、MRA に基づいて登録外国適合性評価機関において認証を取得して、日本向けの表示を貼付しようとする場合は、上記の義務に従わなければならないこととなった。

なお、電気通信事業法及び電波法に基づいて表示を貼付する者は、「登録外国適合性評価機関から認証を受けた者」に限られており、その他の者は表示の貼付が法律上禁止されていることに留意しなければならない。（電気通信事業法第 53 条第 3 項、電波法第 38 条の 7 第 2 項）

(2) 表示方法の変更

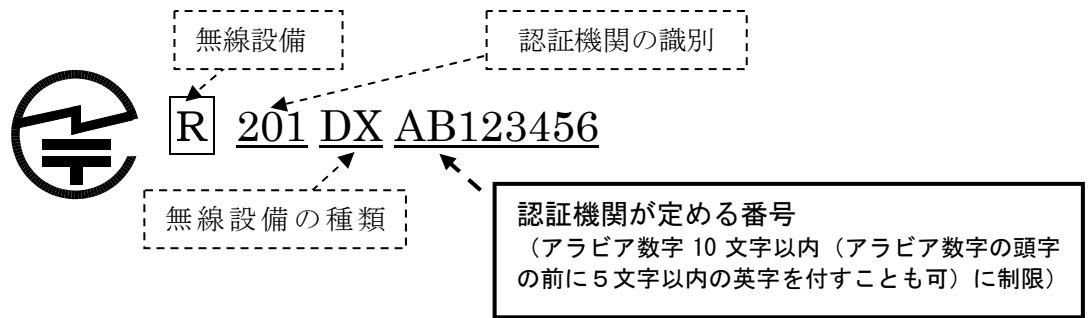
・ 端末機器の表示について

現行制度では、告示に定めるものの他に、登録外国適合性評価機関が自由に定めることも可能とされていたが、規定を改正することとした。



・ 特定無線設備の表示について

現行制度では、登録外国適合性評価機関の区別と特定無線設備の種別以外のその他の文字については、登録外国適合性評価機関が自由に決められることとされていたが、日本政府のデータベースの都合から、登録外国適合性評価機関が自由に定める文字については、アラビア数字 10 文字以内（アラビア数字の頭字の前に 5 文字以内の英字を付すことも可）に制限することとした。



(3) 登録外国適合性評価機関の認定等を受けた者の義務等

MRAに基づき登録外国適合性評価機関の認定等を受けた者に対して、現行の電気通信事業法や電波法に規定する登録認定機関（登録証明機関）による認証を受けた者に適用される義務と同様の義務を課すこととした。

(改正後のMRA法第31条～34条関連)

①電気通信事業法

登録外国適合性評価機関の技術基準適合認定を受けた者に対しては、妨害防止命令、報告徴収等の電気通信事業法の規定を適用することとした。

登録外国適合性評価機関の設計認証を受けた者に対しては、設計合致義務及び検査実施・検査記録保存義務の義務を課すとともに、措置命令や表示の禁止、妨害防止命令、報告徴収等の電気通信事業法の規定を適用することとした。

②電波法

登録外国適合性評価機関の技術基準適合証明を受けた者に対しては、妨害等防止命令、報告徴収等の電波法の規定を適用することとした。

登録外国適合性評価機関の工事設計認証を受けた者に対しては、工事設計合致義務及び検査実施・検査記録保存義務の義務を課すとともに、措置命令や表示の禁止、妨害等防止命令、報告徴収等の電波法の規定を適用することとした。

表：登録外国適合性評価機関の認証等を受けた者に適用される規定

MRA法	適用条項	内容
第31条第1項	事業法第53条第2項	表示規定
〃	同法第54条	妨害防止命令
〃	同法第55条第1項	表示の無効化
〃	同法第62条第1項	外国取扱業者

〃	同法第166条第2項	立入検査
〃	同法第167条第1項	端末機器等の提出
〃	同法第167条第2項	機器提出の場合の損失補償
〃	同法第167条第5項	外国取扱業者
第31条 第2項	同法第57条第1項	設計合致義務
〃	同法第57条第2項	検査の記録保存義務
〃	同法第58条	表示規定
〃	同法第59条	措置命令
〃	同法第60条第1項	表示の禁止
〃	同法第61条	準用
〃	同法第62条第2項	外国取扱業者
〃	同法第62条第3項	外国取扱業者の表示の禁止
〃	同法第166条第3項	立入検査
〃	同法第167条第4項	端末機器等の提出
〃	同法第167条第6項	外国取扱業者
第32条	同法第53条第3項	紛らわしい表示の禁止
〃	同法第55条第2項	表示の無効化の際の公示
〃	同法第60条第2項	表示の禁止の公示
〃	同法第62条第4項	外国取扱業者の表示の禁止の公示
〃	同法第69条第1項	端末設備の接続の検査
〃	同法第166条第7項	立入検査の際の検査職員証
〃	同法第166条第8項	立入検査は犯罪捜査のためと認められたものでない規定
〃	同法第167条第3項	機器提出の損失補償の額
〃	同法第168条	命令等の場合の協議
〃	同法第171条	不服申立手続における意見聴取
第33条 第1項	電波法第38条の7第1項	表示規定
〃	同法第38条の20第1項	立入検査
〃	同法第38条の21第1項	無線設備の提出
〃	同法第38条の21第2項	無線設備の提出の場合の損失補償
〃	同法第38条の22第1項	妨害等防止命令
〃	同法第38条の23第1項	表示の無効化
〃	同法第38条の30第1項	外国取扱業者
第33条 第2項	同法第38条の25第1項	工事設計合致義務
〃	同法第38条の25第2項	検査の記録保存義務
〃	同法第38条の26	表示規定
〃	同法第38条の27	措置命令
〃	同法第38条の28第1項	表示の禁止

//	同法第38条の29	準用
//	同法第38条の30第2項	外国取扱業者
//	同法第38条の30第3項	外国取扱業者の表示の禁止
第34条	同法第4条第2号・第3号	免許不要
//	同法第13条第2項	免許の有効期間
//	同法第15条	簡易な免許手続
//	同法第27条の2	特定無線局の免許の特例
//	同法第27条の18第1項	無線局の登録
//	同法第38条の7第2項	紛らわしい表示の禁止
//	同法第38条の7第3項	表示の除去義務
//	同法第38条の20第2項	立入検査の際の準用
//	同法第38条の21第3項	無線設備の提出の場合の 損失補償の額
//	同法第38条の22第2項	妨害等防止命令の経産大臣 への協議
//	同法第38条の23第2項	表示の無効化の公示
//	同法第38条の28第2項	表示の禁止の公示
//	同法第38条の30第4項	外国取扱業者の表示の 禁止の公示
//	同法第7章	異議申立て
//	同法99条の2	電波監理審議会の設置
//	同法第103条の2第11項等	電波利用料の徴収